

自動車の登録・検査の手続きはお早めに

毎年3月になりますと、自動車の登録・検査の申請が集中するため、待ち時間が3時間を越える状況となっており、車検場、駐車場及び周辺道路が大変混雑し、申請者や近隣の方々に大変ご不便やご迷惑をおかけすることが予想されます。

この時期に登録・検査を予定している申請者の皆様はぜひ、早めの申請をお願いします。

◆問い合わせ先

東北運輸局宮城運輸支局

☎050-5540-2011

労働問題の解決をお手伝いします

宮城県労働委員会では、不当な解雇やサービス残業、ブラックバイト、パワハラなどの労働問題について、労働者と会社（使用者）との間で自主的に解決することが困難な場合に、話し合いによる解決をお手伝いする「個別労使紛争のあっせん」を行っています。

労働紛争解決に精通した弁護士などのあっせん員が労使双方の主張や事情を聞き取り、双方が納得できる解決を目指します。

ご相談の内容により、他の適切な機関のご紹介もしていますので、まずは下記へご相談ください。

◆相談・問い合わせ先

宮城県労働委員会事務局 ☎211-3787
ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tiroui/kobetu-assen-1.html>

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）と一般職試験（大卒程度試験）を実施します。申し込みはインターネットにより行ってください。

◆総合職試験（院卒者・大卒程度）

受付期間 3月26日（金）午前9時～
4月5日（月）[受信有効]
第1次試験日 4月25日（日）

◆一般職試験（大卒程度）

受付期間 4月2日（金）午前9時～
4月14日（水）[受信有効]
第1次試験日 6月13日（日）

申し込み方法や受験資格等の詳細は、人事院ホームページ、又は下記に問い合わせください。

◆問い合わせ先 人事院東北事務局第二課試験係
☎221-2022

ホームページ

<https://jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

情報コーナー

みみサポみやぎからのお知らせ

難聴者等生活支援講座

◆日時 3月13日（土）午前10時～正午

◆会場 宮城県聴覚障害者情報センター 研修室

◆内容 講話「活かそう！聞こえを補う脳の力」
聞こえを補う機器が出ています。自分の「聴く」「読む」力を活かして補える機器についてなど、ご自身も難聴者である小川さんに、東京からオンラインでお話をいただきます。

講師 全日本難聴者中途失聴者団体連合会
情報文化部 小川光彦氏

◆定員 15名

参加には、事前に申し込みが必要です。①氏名
②市町村③ご連絡先をお知らせください。

◆申し込み・問合せ先

宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）
☎393-5501 FAX393-5502

Eメール info@mimisuppo-miyagi.org

ポリテクセンター宮城 公共職業訓練受講生募集

◆募集科名（定員）

〔名取実習場〕

- ①NC技術科（15名）
- ②CADものづくりサポート科女性コース（20名）

〔多賀城実習場〕

- ③電気設備技術科企業実習付きコース（5名）
- ④スマートプログラミング科（10名）

◆受講料 無料

（テキスト、作業服等は自己負担）

◆訓練期間

- ①② 5月18日（火）～11月 2日（火）
- ③ 5月21日（金）～10月27日（水）
- ④ 5月21日（金）～11月11日（木）

◆募集期間

- ①② 3月 3日（水）～ 4月20日（火）
 - ③④ 3月12日（金）～ 4月26日（月）
- 居住地を管轄するハローワークを通じて申し込みください。

◆選考日

- ①② 4月27日（火）
- ③④ 5月10日（月）

◆問い合わせ先 ポリテクセンター宮城

名取実習場 ☎784-2820

多賀城実習場 ☎362-2454

国民年金だより

年金生活者支援給付金は3つの種類があります

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

この給付金は以下の条件をすべて満たされている方が受給できます。

老齢年金 年金生活者支援給付金	障害年金 年金生活者支援給付金	遺族年金 年金生活者支援給付金
給付金を受け取れる方 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。 ・同一世帯の全員が市町村民税非課税である。 ・前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が879,300円以下である。 ※障害年金、遺族年金等の非課税収入は含まれません。 	給付金を受け取れる方 <ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金の受給者である。 ・前年の所得が4,621,000円以下である。 (条件基準額)^(※1) 4,621,000円+扶養親族×38万円 ※障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。 ※1 扶養親族の数に応じて条件基準額が変わります。 	給付金を受け取れる方 <ul style="list-style-type: none"> ・遺族基礎年金の受給者である。 ・前年の所得が4,621,000円以下である。 (条件基準額)^(※2) 4,621,000円+扶養親族×38万円 ※遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。 ※2 扶養親族の数に応じて条件基準額が変わります。

◇年金生活者支援給付金を受給するにあたっての留意事項

申請時の添付書類は不要

- ・市町村提供の所得情報により支給要件の判定が行われます。
- ・支給要件を満たす場合、2年日以降の手続きは原則不要です。
- ・支給要件が満たされなくなった場合、支給は停止され「年金生活者支援給付金不該当通知書」が届きます。

給付金の改定

- ・給付額は、毎年度、物価の変動による改定（年金額の実質価値を維持するため前年の消費者物価指数の変動に応じ自動的に給付額が改定されます）があります。
- ・給付額が改定された場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」が届きます。

給付金が支給されない場合

- ①日本国内に住所がないとき
- ②年金が全額支給停止のとき
- ③刑事施設等に拘禁されているとき

※①又は③の場合は必ず届出が必要となりますので、ねんきんダイヤル又は年金事務所にご相談ください。

◇ねんきんダイヤル：0570-05-1165（ナビダイヤル）

○目の見えない方や、肢体の不自由な方、闘病中の方、認知症の方など自筆で書くことが困難な場合は、代理人などが代筆により、ご本人の氏名などを記入して、ご本人の印による押印をいただくことで請求手続きができます。

○耳や発声の不自由な方は、お近くの年金事務所へファクシミリなどでもお問い合わせいただけます。

仙台北年金事務所 FAX 728-9129

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512